FSC本部主催「デューディリジェンス及びサプライチェーン」
オンラインセミナーでのQ&A

（FSCジャパン作成日本語参考訳）

内容

[DDSの一般要求事項 2](#_Toc449433799)

[情報収集 2](#_Toc449433800)

[サプライチェーン内での混入のリスク評価 3](#_Toc449433801)

[現場検証 3](#_Toc449433802)

[サンプリング 4](#_Toc449433803)

[移行期間と期限 4](#_Toc449433804)

[認証機関向け 4](#_Toc449433805)

[その他 5](#_Toc449433806)

# DDSの一般要求事項

**Q.　供給者監査のためのチェックリストやテンプレート、記入例などはありますか？**

A.　今のところはまだありませんが、今年中には用意をする予定です。また審査機関によってはそのようなものを用意している場合もあると思われます。

**Q.　国ごとに必要な合法性証明のための書類を一覧にしたようなデータベースや資料はありますか？**

A.　ありません。合法性証明のために必要な書類の妥当性評価も含めて組織の責任で行う必要があります。

**Q.　DDSは運用開始前に認証機関から承認されなければならないのですか？**

A.　運用を開始した上で、その有効性が確認されてから評価を受けることになります。

**Q.　DDSの改訂の際には認証機関へ連絡が必要ですか？**

A.　通常の年次見直し・改訂に関しては認証機関へ連絡をするという要求事項はありません。ただし、FSCリスクアセスメントが新たに承認され、これを自身のDDSに反映するために通常の6ヶ月の猶予期間では間に合わない場合（外部要因で）は認証機関に連絡をして最大2ヶ月の延長が要請できます。またDDSを拡大して新たに供給地域を増やす際にはDDSの改訂及びその有効性について認証機関の事前承認が必要です。

**Q.　1.3項には次のように書かれています。「組織は、本規格の該当する要求事項への適合の証拠を、組織、認証機関そしてASI が確認できることを保証しなければならない。このような証拠には関連する文書、サイト、供給者と間接的な供給者の施設及び供給区画が含まれる」。具体的にどのような証拠が必要ですか？**

A.　具体例はありません。認証機関やASIが審査をするために必要な文書や施設が全て含まれます。

# 情報収集

**Q.　原産地の証明を供給者からの申告だけで済ませることはできますか？**

A.　できません。その他に根拠となる文書や情報が必要です。ただし副産物に関しては、法的効力のある合意があれば供給者からの宣言文書だけでも認められます。

**Q.　原産地証明のための文書の例はありますか？**

A.　規格のボックス2に例が記載されています。輸送文書、原産地の供給区画から購入した証拠文書、原産地の地域で使用されている請求書発行システムが挙げられています。

**Q.　汚職がまん延している国からの文書について、どのように検証をしたら良いですか？**

A.　すべてのケースに適用できる回答はありません。一般的には利用可能な文書の信頼性・完全性を確認することになります。

**Q.　2.1項のg)によると原産地について求められる情報のうち、伐採国についてはEU木材規則やアメリカレーシー法のような木材合法性に関する法令によって要求される場合のみ必要とあります。なぜすべてのケースで伐採国情報が必要ではないのでしょうか？**

A.　FSCの管理木材リスクアセスメントは必ずしも「国」という単位を対象とする必要が無いため、このような書き方をしています（複数国をまとめて実施することも可能）。ただし同時に「リスク判定が同じ地域」の特定が必要であり、この地域の最大規模は「国」と定められているため、結果的に伐採国情報は必ず特定することになります。

**Q.　サプライチェーンに関する情報収集で、間接的な供給者とありますが、これには輸送業者も含まれますか？輸送業者が非常に数も多く、毎回変更の可能性があるためこれを含めるのは非現実的です。**

A.　原産地まで遡るために輸送伝票等で確認ができる場合は個々の輸送業者の監査までは不要です。

**Q.　直接の供給者が間接的な供給者の情報を提供したがらない場合はどうしたら良いですか。ビジネス上の機密情報であることも考えられるため、そのようなケースは発生しうると思います。**

A.　機密情報については考慮されてしかるべきです。ただしこれによって規格の要求事項を満たせない場合は、このサプライチェーンからの材を管理木材として扱うことはできなくなります。

**Q.　2.4項では、「供給者が組織に通知することを徹底する」とありますが、具体的にはどのようなことをしていれば徹底していると見なされますか？**

A.　これは組織と供給者との関係性によるので、一概にこれという回答はありません。一つの例として、そのような内容の合意文書を結ぶことが考えられます。

# サプライチェーン内での混入のリスク評価

**Q.　サプライチェーン内での混入のリスク評価の実施例はありますか？結果は文書で示したほうが良いですか？一覧表にしたほうが良いですか？**

A.　今のところはそのような例はありません。評価方法に関する制限も設けられていませんので、文書でも表でも問題ありません。

# 現場検証

**Q.　現場検証が必要かどうか判断するのは誰ですか？**

A.　リスク低減措置として現場検証が必要かどうかは基本的には認証取得者が自身で判断します。ただしナショナルリスクアセスメントにおいて、リスク低減措置の一環として現場検証が義務とされている場合はこれに従う必要があります。

**Q.　特定リスク地域に対しては現場検証が必須ですか？**

A.　必須ではありません。その他の方法（必要文書の提出等）でリスク低減が可能な場合、現場検証は不要となります。ただし、ナショナルリスクアセスメントにおいて、リスク低減措置の一環として現場検証が義務とされている場合はこれに従う必要があります。

**Q.　ナショナルリスクアセスメントにおいて、リスク低減措置の一環として現場検証が義務とされている場合、現場に訪問する時期、タイミングは決まっていますか？**

A.　リスク低減のために訪問をするということを考えれば、自ずといつ訪問するのが効果的であるかわかると思われます。

# サンプリング

**Q.　現場検証の際に訪問現場をすべての供給地域ではなく、サンプリングすることは可能ですか？**

A.　可能です。ただし、なぜどのようなサンプリング方法を用いたのか、なぜそれがリスク低減に十分効果的であるのかを証明する必要があります。

**Q.　供給者の内部監査にもサンプリングは適用可能ですか？**

A.　可能です。ただし、なぜどのようなサンプリング方法を用いたのか、なぜそれが供給者監査として十分効果的であるのかを証明する必要があります。

**Q.　供給者や間接的な供給者から集める情報（伝票、文書等）にもサンプリングは適用可能ですか？**

A.　可能です。規格にはサンプリングに関する具体的な規定はありません。自身でサプライチェーンのリスクに応じたサンプリングルールを適用する必要があります。

# 移行期間と期限

**Q.　移行期間の終了日である2017年6月30日までに、新規格に基づく審査を受けられなかった場合はどうなりますか？即時認証停止等の措置がとられる可能性はありますか？**

A.　移行機関の終了日から6ヶ月以内に新規格に基づく審査・監査報告書が承認されないと認証が自動的に一時停止になります。ただし新規格への適応が遅れた場合は、重大な不適合となり、6ヶ月の期限を待たずに認証が一時停止になることもあります。

# 認証機関向け

**Q.　DDSに関係する証拠文書が外国語で書かれており、自身では評価ができない場合はどうするのですか？**

A.　審査チームがDDSの評価をするのは認証機関の責任です。そのため外国語の文書から必要情報が得られるか、簡単に得られない場合はどのようにして得られるかを確認する必要があります。これらの文書を読むために認証取得者に協力してもらうことは認められません。利害関係のない独立した通訳を用意する等の措置を考える必要があります。

**Q.　従来の規格同様、認証取得者が現場検証をしている場合は認証機関も現場検証をサンプリングに基づいて行う必要がありますか？**

A.　新しい認定規格では具体的な現場検証及びサンプリングに関する規定はありません。認証機関は、認証取得者のリスク低減措置の有効性を評価するために必要な審査工程を組み立て、必要なだけリスク低減措置を評価しなければなりません。この際サンプリングの適用は可能です。また必要であれば、認証取得者は現場検証を行っていなくても、認証機関として現場検証を行うことも可能です。

**Q.　組織のDDSの一貫として行うサプライチェーンのリスク評価で特定リスクが示されたサプライチェーンについて、認証機関もこれらの供給者/間接的な供給者を訪問する必要がありますか？**

A.　リスクのタイプにより決定して下さい。認定規格では認証機関がDDSの妥当性、有効性、適切さを評価する必要があると規定されています。場合によってはサプライチェーンに関わる全ての企業を訪問する必要もあるでしょう。

**Q.　認証機関向けの認定規格に関しても、柔軟性を増した結果、自由度が高くなり認証機関ごとの解釈の差がひどくなるように感じます。**

A.　新しい認定規格ではDDSの妥当性、有効性、適切さを十分に評価することが求められているため、自由度はましていますが、安易に審査を通すようなことは認められません。

# その他

**Q.　リスク低減措置として利害関係者へのコンサルテーションを実施し、その結果利害関係者が「問題ない」と言ったらリスクは低減されたと考えてよいですか？**

A.　コンサルテーション対象の利害関係者が十分に幅広く、客観的であり、社会・環境・経済のバランスが取れているかが重要です。